



センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684-0003
FAX(052)684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

2019年の活動日程について確認 ～安全衛生センター第1回理事会～

1月18日、連合愛知安全衛生センター「第1回理事会」を開催した。

冒頭、可知理事長から「インフルエンザが猛威を振るう中、各職場において感染防止の取り組みを徹底すること、労働災害の中で最も多い転倒災害の防止対策を進めることを特にお願いしたい」と挨拶があった。

理事会の主な内容は次のとおりである。

10～12月の活動報告の後、任期満了に伴い、愛知労働局安全衛生労使専門家会議委員を変更する案について確認した。第三次産業や陸上貨物運送業の労働災害が多数発生していることを踏まえ、4月からは新たにU Aゼンセンの加藤理事と運輸労連の大井理事を選出し、愛知労働局の各種施策に対して、働く者の立場から意見反映を行っていく。

議事については、①2019年 年間活動計画 ②「愛知県中央メーデー」への参画 ③「第1回安全衛生担当者研修会」の開催 ④「第2回理事会」の開催 ⑤「連合愛知労災保険組合 第28回総会」の開催 ⑥「第31回総会」および「30周年記念講演」の開催について提案し、すべて承認された。

SNS無料カウンセリングを開設中

3月24日(日)まで

働く人のこころのLINE相談@JAICO



連合愛知では、一般社団法人日本産業カウンセラー協会(JAICO)中部支部と連携し、組合員とご家族の相談窓口として「心の相談室」を開設している。その傾聴のプロ集団であるJAICOが、期間限定の無料LINE相談を実施している。悩みや心配事はあるけれど、会社や上司には知られたくない…そんなあなた、気軽にご相談ください

◆相談日：～3月24日(日)まで

※3/9・10・16・17は除く

◆相談時間：18:30～21:30

◆方法：あなたのスマートフォンでQRコードを読み取り、友達登録からスタート!

2019年活動日程・安全衛生各種行事

※1月～2月は実施済み

	安全衛生センター	行政・関係団体等
1月	第1回理事会(18日)	年未年始無災害運動(前年12月15日～1月15日)
2月	労災保険特別加入者の確認依頼(14日)	
3月	労災保険特別加入者変更手続き	自殺対策強化月間
4月	・労働保険年度更新研修会(11日) ・第2回理事会、労災保険組合第28回総会(23日) ・愛知県中央メーデー(27日)	
5月	第1回安全衛生担当者研修会(15日)	・日本産業衛生学会地域交流集会(25日) ・世界禁煙デー(31日) ・禁煙週間(31日～6月6日)
6月	2019労災防止キャンペーン(~7月)	全国安全週間準備月間
7月	・連合全国セイフティネットワーク集会 ・年度更新申告書提出	・全国安全週間(1～7日) ・熱中症予防強化月間 ・愛知産業安全衛生大会
8月	・第3回理事会(1日)	食品衛生月間
9月	・第4回理事会 ・第2回安全衛生担当者研修会	・全国労働衛生週間準備月間 ・自殺予防週間(10～16日)
10月		・全国労働衛生週間(1～7日) ・全国産業安全衛生大会(23～25日 京都) ・健康づくり指導者セミナー
11月	・安全衛生センター第31回総会、30周年記念講演(15日)	・過労死等防止啓発月間
12月		世界エイズデー(1日)

安全衛生クイズ 基本編 20

事業者は【 】の労働者を使用するときは、男女別に休養室又は休養所を設ける必要がある。

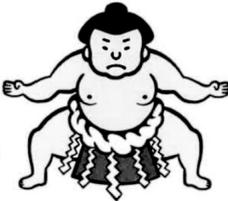
ア. 常時30人以上又は常時女性20人以上
イ. 常時45人以上又は常時女性30人以上
ウ. 常時50人以上又は常時女性30人以上

(労働調査会「労働安全衛生広報(別冊)」より)

※答えと解説は裏面



「転倒予防体操」(愛知労働局が制作)で労災事故防止へ



愛知労働局は、年々増加する転倒災害に歯止めをかけようと、「転倒予防体操」を考案し、ホームページで動画を公開している。

愛知労働局管内では、2018年に6,437件(速報値)の労働災害が発生しており、そのうち、転倒災害は1,477件と全体の23%を占めている。さらに、前年と比べると約15%も増え、転倒予防対策は重要な取り組み課題となっている。発生場所別にみると、商業、製造業、介護などの保健衛生業の現場で多く発生し、特に中高年の女性従業員が転倒してケガをする労災事故が急増している。

たかが転倒と思われるかもしれないが、転倒による骨折で1ヵ月以上の休業を要するケースは多い。そのリスクを再認識し、「転倒予防体操」を活用して、組合員の体力の補強に役立ててほしい。

「転倒予防体操」の動画

- ⇒ 愛知労働局ホームページの「転倒予防体操」からダウンロード可
- ⇒ スマートフォンでQRコードを読み取れば、愛知労働局ホームページに移行



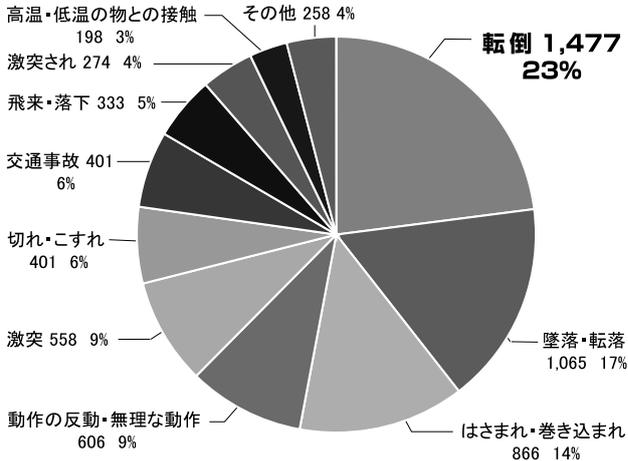
体操は約3分。中京大学国際教養学部の渡辺航平准教授(健康科学)の協力を得て制作。トヨタ自動車女子ソフトボールチームのメンバーが動画に出演。

データでみる安全衛生

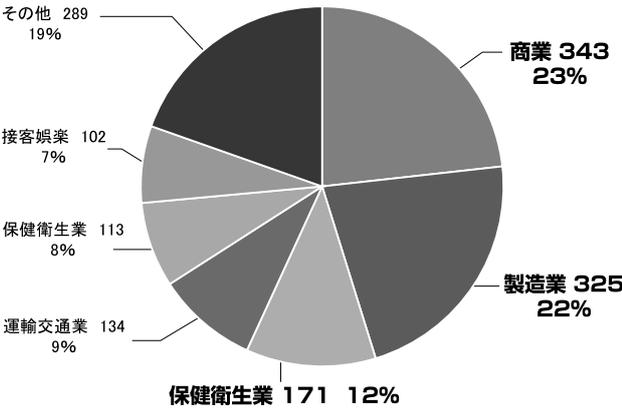


※2018年速報値

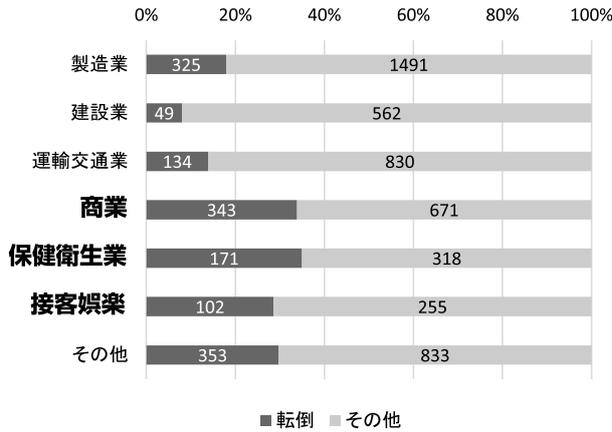
《愛知労働局管内の事故の型別労働災害発生状況》



《転倒災害の業種別災害発生状況》



《主な業種の転倒災害の割合》



安全衛生クイズ基本編 ②

【答え】ウ

＜労働安全衛生規則第618条＞

事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が寝ることのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

また、通達(昭23.1.16基発第83号)では、「本条は、病弱者、生理日の女子等に使用させるために設けるもの」と示している。